

## <遺産分割調停（審判）を申し立てる方へ>

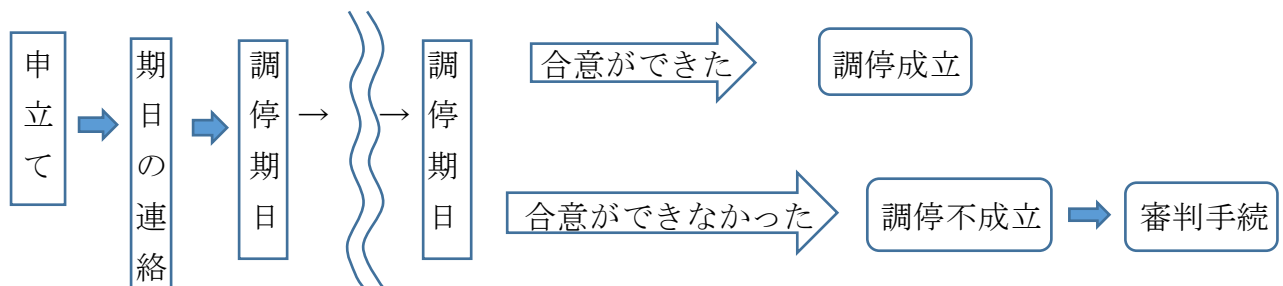
### 1 概要

亡くなった方（被相続人）の遺産の分け方について相続人間で話し合いがつかない場合には、家庭裁判所に遺産分割の調停（審判）を申し立てることができます。ただし、合意による解決を目指していただくことを優先して調停の申立てをお願いしています。この調停では、申立人が複数でも構いませんが、申立人以外の相続人全員を相手方としなければなりません。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方（ら）から事情を聴いたり、資料を提出していただいたりして、遺産として分けるべき財産を確定し、その評価額を定めた上で、分割の割合や方法などについての希望を聴き、解決のための必要な調整を行いながら、合意を目指して話し合いを進めます。

調停手続の流れは、下図のとおりです。調停は平日の昼間に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。なお、すべての遺産の処分が決まっている遺言書がある場合には、手続が進行しない場合があります。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、当事者ご本人全員に同時に調停室に入  
っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障  
がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代  
理人が選任されている場合も同様です。



注)家事事件手続(調停, 審判, 調査等)においては, 録音・録画・撮影は禁止されています。

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始され、裁判官が、双方からお聴きした事情や提出された資料等一切の事情を考慮して、審判をします。

審判を申し立てた場合でも、調停手続に付されることがあります。

### 2 申立先

調停の場合は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。審判の場合は、相続開始地(被相続人の最後の住所地)を管轄する家庭裁判所となります。ただし、調停・審判いずれについても、相手方との間でどこの家庭裁判所で行うかについての合意ができており、申立書と共に「管轄合意書」を提出された場合には、その合意された家庭裁判所で手続をします。

東京都23区内, 三宅村, 御蔵島村, 小笠原村	→	東京家庭裁判所(本庁)
八丈島, 青ヶ島村	→	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町, 利島村, 新島村, 神津島村	→	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村(多摩地区)	→	東京家庭裁判所立川支部

個人番号(マイナンバー)の記載されている書面の提出はできませんので、ご注意ください。

### 3 申立てに必要な費用

- 収入印紙：被相続人1人につき、1200円分
- 連絡用郵便切手：3290円分（82円×10枚, 50円×40枚, 20円×10枚, 10円×20枚, 5円×10枚, 2円×10枚）\*相手方10人まで。以後10人ごとに1セット必要になります。

### 4 申立て時の提出書類

- (1)申立書（被相続人ごと）\*裁判所用1通+相手方全員の人数分（写し）  
→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方全員分用、申立人用の控えを作成してください。\*申立書には「当事者目録」と「遺産目録」を含みます。
- (2)事情説明書（申立人、被相続人ごとに1通）\*審判の場合は、原本1通と相手方全員の人数分（写し）
- (3)連絡先等の届出書（申立人、被相続人ごとに1通）
- (4)進行に関する照会回答書（申立人、被相続人ごとに1通）
- (5)戸籍（相続人の範囲によって提出する範囲が異なります。なお、法定相続情報一覧図の写しの提出によって代えることもできますが、その場合も必要に応じて、戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。）

#### 【共通】

- ① 被相続人の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1
- ② 相続人全員の現在戸籍謄本※2

#### 【相続人の中に被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合】

- ① 被相続人の父母の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1
- ② 父方及び母方の両方の祖父母の死亡事項が記載されている戸籍謄本※1

#### 【相続人の中に被相続人の子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合】

→代襲者とは、被相続人の直接の相続人（子や兄弟姉妹。被代襲者という。）が、被相続人よりも先に死亡している場合に、その直接の相続人（被代襲者）の卑属（子など）のことです。

被代襲者の出生時から死亡時までの連続した全戸籍謄本※1

《注意》同じ戸籍を重複して提出する必要はありませんので、1通のみで結構です。

- (6)住民票又は戸籍附票（相続人全員分※2及び被相続人分（被相続人分は、除票となる場合もあります。））
- (7)(遺産に不動産がある場合)
  - ① 不動産登記事項証明書※2
  - ② 固定資産評価証明書（最新年度のもの）
- (8)(作成されている場合)
  - ① 遺言書の写し
  - ② 遺産分割協議書の写し
- (9)遺産に関する資料
  - ① 預貯金の通帳・証書・残高証明書・取引履歴の写し
  - ② 有価証券や投資信託に関する取引口座の残高報告書の写し
  - ③ 不動産評価額の査定書の写し
  - ④ その他遺産の内容や評価額が分かる資料の写し

(2)~(7)の書類は、原本を裁判所分のみ提出すれば足りません。(8)及び(9)の書類は、甲号証として資料説明書※3とセットにして裁判所分+相手方全員分写しが必要です。

※1→戸籍謄本には、除籍謄本や改製原戸籍の場合をも含みます。 ※2→発行から3ヶ月以内のもの。 ※3→別紙参照

＜このほかにも、事案に応じて、書類等をご提出いただくことがあります。＞

- ★ 申立てに関し、ご不明な点がある場合には、家事第5部受付係（03-3502-5378）にお尋ねください。ただし、法律相談等の判断を要する質問は専門家や市区町村の無料法律相談等にお尋ねください。